



にのみや

広報

第268号 発行日 昭和60年4月10日

編集 二宮町広報編集委員会
発行 二宮町企画課 二宮961番地 電話71-3311

二宮町民憲章

1. 郷土を愛し、自然をいかすきれいな二宮町をつくりましょう
1. ふれあいを確め、ことばをかけあうさわやかな二宮町をつくりましょう
1. きまりを守り、良習をはぐくむ住みよい二宮町をつくりましょう
1. 幸せを願い、健やかな、明るい二宮町をつくりましょう
1. 教養を高め、文化のかおる豊かな二宮町をつくりましょう



希望に胸をふくらませ!!

4月5日、二宮小学校入学式

家庭でしつけよう

新入学(園)児の交通安全

子供の行動に注意!

大人とは違う行動パターン

四月五日は町内の三小学校で入学式が行われました。新入学(園)児の家庭では、期待に胸をふくらませて毎日学校に送り出していることでしょう。

入学(園)して、一番気を付けなければならないことは、お子さんに対する交通安全教育です。これまで比較的、家の近所で遊んでいた子供たちも、通学(園)するようになると、行動範囲がグンと広がります。行き帰りはもちろん、新しい友達の家遊びに行ったり……ここで気を付けなければならないのが交通事故です。

お子さんへの交通安全は、家庭でのしつけの一つとして、ぜひ実行してください。お子さんを交通事故から守るために――。

子供は、大人には考えられないような行動に出ることがあります。交通事故から子供の生命を守るには、子供特有の行動パターンを理解することが大切です。

①一般的な子供の行動特性としては、次のようなことが挙げられます。

②手を挙げるとクルマは必ず止まってくれる……といったように物事を単純にしか理解できないところがある――手を挙げて道路を渡るように教えると、子供は「手を挙げれば車はすべて止まってくれる」と単純に思い込みがちになります。

③もしあしにかかわらず、大人や年上の子のマネをする――大人が黄信号なのに走って渡ったりすると、子供はマネをします。

大人のルール違反は子供の交通安全のしつけに良くない影響を与えます。



④一つのことに夢中になると周囲のことが目に入らなくなる――遊んでいたボールなどが車道にころがっていったりすると、車の通るのも忘れて走り出してしまうことがあります。

⑤物陰で遊ぶ傾向がある――子供は自動車のそばやタンボール箱の中

に入って遊んだりすることが好きです。物陰などで遊んだと、運転者などが気づかないことが多いのでたいへん危険です。



⑥一応の交通ルールは理解できても応用動作ができないことが多い――いつもの通学路では信号をきちんと守り、横断歩道を正しく渡れても、別の道路では、それができないことが多い。

⑦「危ないよ」「注意しな」といった抽象的な言葉ではよく理解できない――飛び出しはなぜ危ないか、止まっている自動車の下や後ろで遊ぶのがどうして危険なのか、言葉で注意するだけでなく、具体的に現場で教えるようにしましょう。

⑧その時どきの気分によって行動が変わる――子供は喜怒哀楽がそのまますぐに表れることが多く、そのため、身の周りのことに對する注意力が散漫になりやすい。

以上、いろいろ大人とは違う行動パターンをしますので、子供を理解し、お子さんを交通事故から守ってください。

今年は町制50周年です

4月22日、山西・前原地区に50周年記念事業の一環として、町立体育館が完成します。(記事は3面に)

体育、レクリエーションの場として、健康増進、余暇の利用にみなさん大いに活用してください。

緑豊かな活力ある町に発展するために、50周年を節目として今後の町づくりをしていきましょう。

ふれあいの里二宮50

みなさんと町行政とのパイプ役

町政事務連絡委員(区長)きまる

昭和六十年度の町政事務連絡委員(区長)が決まりました。
現在、町には四〇地区からなる行政区域があり、各区域のみなさんと町行政のパイプ役として、連絡・調整をしていただく人が、町政事務連絡委員です。この町政事務連絡委員は、町が発行する広報

にのみやなど刊行物の配布をはじめ、交通、防犯などあらゆる面で活躍し、また地区においては区長として、地域の運営に発展に努めています。
これから一年間、よろしくお願いします。
(敬称略)

みなさんと町行政とのパイプ役

町政事務連絡委員(区長)きまる

昭和六十年度の町政事務連絡委員(区長)が決まりました。
現在、町には四〇地区からなる行政区画があり、各区域のみならず町行政のパイプ役として、連絡・調整をいたくなく人が、町政事務連絡委員です。この町政事務連絡委員は、町が発行する広報

にのみやなど刊行物の配布をはじめ、交通、防犯などあらゆる面で活躍し、また地区においては区長として、地域の運営と発展に努めています。
これから一年間、よろしくお願いします。
(敬称略)


寺田 亘利
百合が丘1-105-5
71-7534


中川 晟
百合が丘1-11-8
71-8556


黒光 舜哉
百合が丘3-18-1-108
71-3501


扇 忠雄
百合が丘3-6-31-4
72-4280


井上 茂一 (会計)
一色1,179番地
71-0013

一色区

中里北区


金目 勝二
中里917番地
72-1431


原 邦夫
百合が丘3-3-3
71-7360

百合が丘三丁目二区


松田 滋
百合が丘3-24-4
71-9278

百合が丘三丁目一区


小笠原 きよ
百合が丘2-10-10
71-8694

百合が丘二丁目二区


中村 圭一
百合が丘2-29-21-22
72-5354

百合が丘二丁目一区

北新道東区


鈴木 正吉
二宮1,445-1番地
71-1049


相原 豊
中里2-14-5
73-1336

中里西区


松田 正
中里882-2-501
73-2565

県営中里団地


西山 昇 (監査)
中里1,309番地
71-2723

中里南区


高橋喜久次
中里815番地
72-0285

中里東区

南新道区


松本 栄治 (会長)
二宮815番地
71-0113


池田 忠義
二宮720番地
71-0897

原田区


田中 義則
二宮908番地
71-1566

谷戸区


西山治郎吉
二宮1,276番地
71-2301

妙見区


一石 光夫
二宮1,331番地
71-2310

北新道西区

上町四区


北山 敏光 (副会長)
二宮831番地
71-0444


中村 康信
二宮97番地
72-0516

上町三区


金子 政次
二宮848番地
73-2817

上町二区


木部 茂
二宮128番地
71-1356

上町一区


中山 貞男
富士見が丘3-14-17
72-4476

富士見が丘三丁目区


大辻 廣
富士見が丘2-2-12
73-2632

富士見が丘二丁目区


広瀬 寿
富士見が丘1-27-11
73-1123

富士見が丘一丁目区

梅沢中区


関口 佐助 (監査)
山西870番地
73-1525


宮戸 清一
山西939番地
72-0841

梅沢東区


小島 慎二
二宮551番地
71-1767

下町四区


佐藤 信夫
二宮40番地
72-0983

下町三区


金目 和雄
二宮486番地
71-1824

下町二区


原 勝
二宮380番地
72-1773

下町一区


西山 長吉
二宮329番地
71-0475

中町区


城尾 寛
川包154-1番地
71-0747

入川包区


峯尾 善
川包33番地
0465-43-0180

通川包区


小沢喜代蔵
山西1,256番地
71-0784

釜野区


宮本 勝雄 (副会長)
山西428番地
72-2610

茶屋区

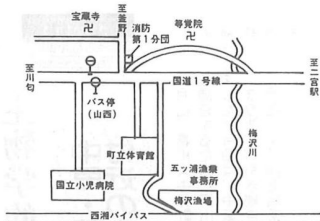

加藤 久雄
山西656番地
71-2201

越地区


脇 源次郎
山西806番地
72-1505

梅沢西區





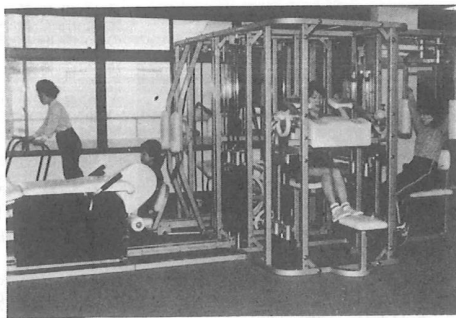
利用の申込期間

区分	専用利用	一般利用
体育室	利用日の前月の10日より	利用日の7日前まで
多目的室	利用日の前月の10日より	利用日の7日前まで
会議室	利用日の前月の10日より	利用日の7日前まで
トレーニングルーム	利用日の前月の10日より	利用日の7日前まで

料金

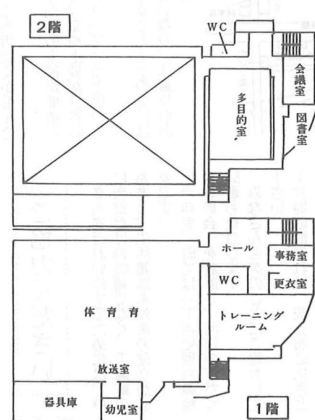
区分	使用料の額		
	午前 9時～12時	午後 12時～17時	夜間 17時～21時
専用利用			
体育室	1000円	1400円	2000円
多目的室	400円	500円	600円
会議室	200円	300円	300円
一般利用			
大人	1人1回 200円		
小人(中学生以下)	1人1回 100円		

備考
(1) 専用利用で体育室を半面使用する場合は、専用利用料金の2分の1の額とする。
(2) 利用者が入場料を徴収する場合は、規定の使用料の10倍に相当する額とする。
(3) 利用者が営利を目的として入場料等を徴収する場合は、規定の使用料の30倍に相当する額とする。



トレーニングルームで健康増進を

施設の概要



・多目的室
卓球、ジャズ体操、スポーツ
教室等
・トレーニングルーム
サイクリング、ウェイト
トレーニング、体力測定器具
・体育室
バスケットボール2面、バレー
ボール2面、バドミントン6面
卓球、体操器具一式
・トレーニングルーム
サイクリング、ウェイト
トレーニング、体力測定器具

4月22日に竣工式 町立体育館が完成

昨年八月に工事着工をした、町立体育館が完成し、四月二十二日に竣工式を行います。
これまで、町民が気軽に利用できる屋内体育館がなく、室内競技などは小・中学校体育館、武道館、公民館などを多目的に併用しているのが現状でありました。
これからは、町民がいつでも体育、スポーツ、レクリエーションに参加でき、町全体のスポーツの振興とみなさんの健康の増進がはかれるものと思われまふ。
完成にあたり地権者はじめ、みなさんの多大なるご協力ありがとうございました。紙面をもってお礼申し上げます。

施設の概要

△一階：体育室、トレーニングルーム、事務室、器具庫、便所
△二階：多目的室、会議室、図書室

利用方法

①午前九時から午後九時まで
一、開館時間及び使用時間

施設の利用

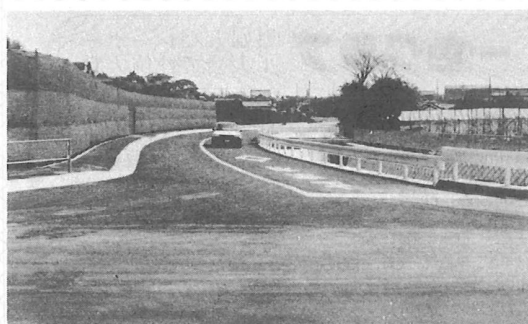
①火曜日(祝日は除く)
②祝日の翌日(土・日は除く)
③年末年始(十二月二十九日から一月三日まで)
④その他必要に応じて臨時に休館することがあります。

利用区分

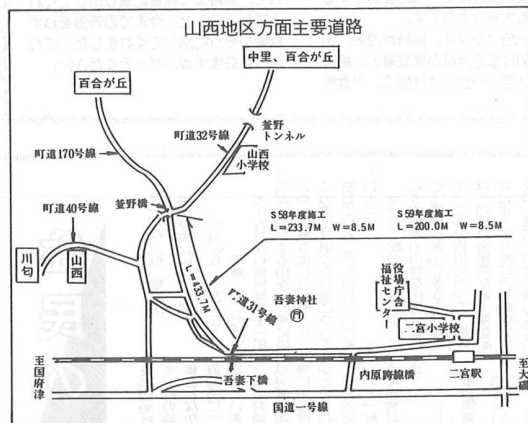
①専用利用(施設を団体で専用して利用するとき)
②一般利用(個人で利用するとき)

二、休館日

①火曜日(祝日は除く)
②祝日の翌日(土・日は除く)
③年末年始(十二月二十九日から一月三日まで)
④その他必要に応じて臨時に休館することがあります。



開通した町道31号線(釜野橋付近)



町道31号線

内原・釜野線が開通

地権者の方々に感謝

町道三十一号線(内原・釜野線)は、二宮小学校から二〇〇位西にある内原跡橋を基点に、吾妻山の南側を国道東海線と平行して西に向い、釜野地区の釜野橋(りんご園横)までの路線です。

昭和四十六年から工事に着手し、総事業費約六億七千万円、延長八・五キロ、幅員八・五メートル(車道七・〇メートル、歩道一・五メートル)の道路が完成し、四月五日に開通しました。

地権者はじめみなさんの多大なる

四、利用の申し込み方法等
①受付場所
専用利用 役場教育委員会事務局
(二階)
一般利用 体育館事務室
②受付時間
専用利用 午前九時から午後五時まで
一般利用 午前九時から午後九時まで
③申し込み手続き
専用利用 所定の利用申込書に必要事項を記入し、係員に提出して下さい。(印鑑持参)
電話による申し込み予約は受付いたしません。
料金は前納です。いったん利用承認書が発行されますと、変更や取消はできません。

消しはできませんので十分検討し申し込み下さい。
①専用利用
口頭で申し込み下さい。その際、入場券(窓口にあります)を提出して下さい。
なお、中学生以下の午後五時以降の利用は、保護者または引率者の付添がある時に限ります。
②一般利用
③申し込みの手続き
④申し込みの手続き
⑤申し込みの手続き
⑥申し込みの手続き
⑦申し込みの手続き
⑧申し込みの手続き
⑨申し込みの手続き
⑩申し込みの手続き
⑪申し込みの手続き
⑫申し込みの手続き
⑬申し込みの手続き
⑭申し込みの手続き
⑮申し込みの手続き
⑯申し込みの手続き
⑰申し込みの手続き
⑱申し込みの手続き
⑲申し込みの手続き
⑳申し込みの手続き
㉑申し込みの手続き
㉒申し込みの手続き
㉓申し込みの手続き
㉔申し込みの手続き
㉕申し込みの手続き
㉖申し込みの手続き
㉗申し込みの手続き
㉘申し込みの手続き
㉙申し込みの手続き
㉚申し込みの手続き
㉛申し込みの手続き
㉜申し込みの手続き
㉝申し込みの手続き
㉞申し込みの手続き
㉟申し込みの手続き
㊱申し込みの手続き
㊲申し込みの手続き
㊳申し込みの手続き
㊴申し込みの手続き
㊵申し込みの手続き
㊶申し込みの手続き
㊷申し込みの手続き
㊸申し込みの手続き
㊹申し込みの手続き
㊺申し込みの手続き
㊻申し込みの手続き
㊼申し込みの手続き
㊽申し込みの手続き
㊾申し込みの手続き
㊿申し込みの手続き

⑤利用後の整理・整頓、清掃は、すべて利用者が行って下さい。
四月二十二日に竣工式
四月二十二日午前十時から竣工式を行い、引き続きバレーボール、新体操などの模範演技を行いますので、ぜひご見覧ください。
また、四月二十三日(火)から四月三十日(火)までの期間については、左記のとおり開放します。
①一般利用(個人利用) 無料
②専用利用 原則的には開放しません(ただし各種体育団体が大会を実施する場合は、教育委員会に相談してください)
この施設の建設資金は、年金積立金還元融資資金を利用しています。
ご協力ありがとうございました。紙面をもってお礼申し上げます。
この道路が開通したことで、釜野橋を基点に、町道三十一号線(釜野・中里線)、町道一七〇号線(釜野・百谷が丘団地線)と、それに町道四〇号線(釜野・釜野地区)と吾妻山を中心とした西側の町内主要道路が連結され、釜野・釜野地区はもろろ、中里、百谷が丘、川勾地区の住民のみなさんの幹線道路となり、たいへん便利になるとともに、これからの町の発展にも大きく寄与することでしょう。

入浴サービスのご利用を

ねたきり老人の方や重度障害者の方で、自宅では入浴出来ない方を対象に、入浴サービスを実施しています。
入浴場所：大磯町 恒道園

寝具乾燥と丸洗い制度のご利用を

ねたきり老人、重度障害者、独居老人の方々に對して、清潔な寝具で安眠出来る様、毎日使用している寝具の乾燥消毒、丸洗い等を行っています。
ご希望の方は、地区の民生委員さんにご相談下さい。
実施時期
乾燥消毒加工…4、6、8、10、12、2月(年6回)
丸洗い加工…6、10、12月(年3回)

申込み・問合せ：福祉課 社会福祉係(内線245)

5月1日は商業統計調査の日です

5月1日現在で商業統計調査を実施します。
この調査は全国の卸売業、小売業を営んでいるすべての商店を対象とする調査で、わが国の商店の販売活動の実態や分布状況及び商品の全国的な流通状況などを明らかにすることを目的とした、いわば「商業の国勢調査」ともいって重要な調査です。
調査の対象となる商店のみなさんのご協力を願っています。
問合せ：企画課 企画係(内線324)

